

市政トピックス



CITY TOPICS

保育園保育料を 改定します



7月分保育料より保育料月額表の一部を改正します。
また、保育料算定基礎となる所得税額を平成17年分から平成18年分に変更します。

改正後保育園保育料月額表

平成19年7月分より適用

階層区分	認定区分	保育料月額（単位：円）			2人以上の児童が保育園、幼稚園または認定こども園に入所する場合
		0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児	
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	2,400 (0)	1,600 (0)	1,600 (0)	
C	市町村民税課税世帯	8,500 (7,500)	6,300 (5,300)	6,300 (5,300)	
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	11,300	9,200	年少者の児童が半額（3人の場合は、下の児童が1/10、まんなかの児童が半額、上の児童が10/10）
D2		15,000円以上 30,000円未満	14,200	12,000	
D3		30,000円以上 80,000円未満	21,200	18,300	
D4		80,000円以上 120,000円未満	29,800	20,800	
D5		120,000円以上 150,000円未満	37,400	21,200	
D6		150,000円以上 200,000円未満	43,800	21,600	
D7		200,000円以上 510,000円未満	45,800	22,400	
D8		510,000円以上	48,800	25,400	

(改正内容)
・多子軽減の対象を保育園に2人以上同時に入園している場合に加え、兄や姉が幼稚園や認定こども園に入園している場合にも対象を広げます。
・保育料の階層によって多子軽減

の対象者が異なっていました。年少者より軽減対象者に統一します。
問合せ先
市役所子育て施設グループ
☎ 52-11111 (内線316)

※母子世帯など、在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層またはC階層の場合は、()の保育料となります。
※延長保育を利用する場合は、保育料(月額)2,600円が別途必要になります。ただし、保育料月額表のA階層またはB階層の世帯は不要です。

まちづくり 人材育成 フォーラム

地域づくり活動団体の活動状況を知っていただき、地域活動への参加のきっかけにさせていただけるよう開催します。

内容

- ・講演「市民公益活動への参加」
岸田真代氏(特定非営利活動法人パートナーシップ・サポートセンター(PSC)代表理事)
- ・地元の「地域づくり団体」の活動発表(2団体)

とき 7月14日(土) 午後1時30分
～3時30分

ところ 衣浦地域職業訓練センター
I(衣浦技能アカデミー)

定員 50人(先着順)

参加費 無料

申込期限 7月6日(金)

申込方法 電話かファクスで申し込んでください。

申込先

衣浦地域職業訓練センター
☎ 52-15311

FAX 52-15333

問合せ先

市役所地域政策グループ
☎ 52-11111 (内線351)